

第77回土地区画整理審議会について

令和3年9月7日、今年度2回目となる土地区画整理審議会を開催し、17名の委員の方々にご出席され、下記議案についてご検討いただきました。

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区及び十余二地区の整備に関する9箇所、約0.51haの仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の公共施設の用に供している宅地の措置については、十余二地区の整備に関する3箇所、約550㎡の換地を定めないことについて諮問し、同意されました。

第3号議案の保留地の設定については、正連寺地区、の1箇所、約636㎡の保留地設定を諮問し、同意されました。

第77回審議会諮問箇所



柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所



第60号

令和4年2月発行

区画整理だより

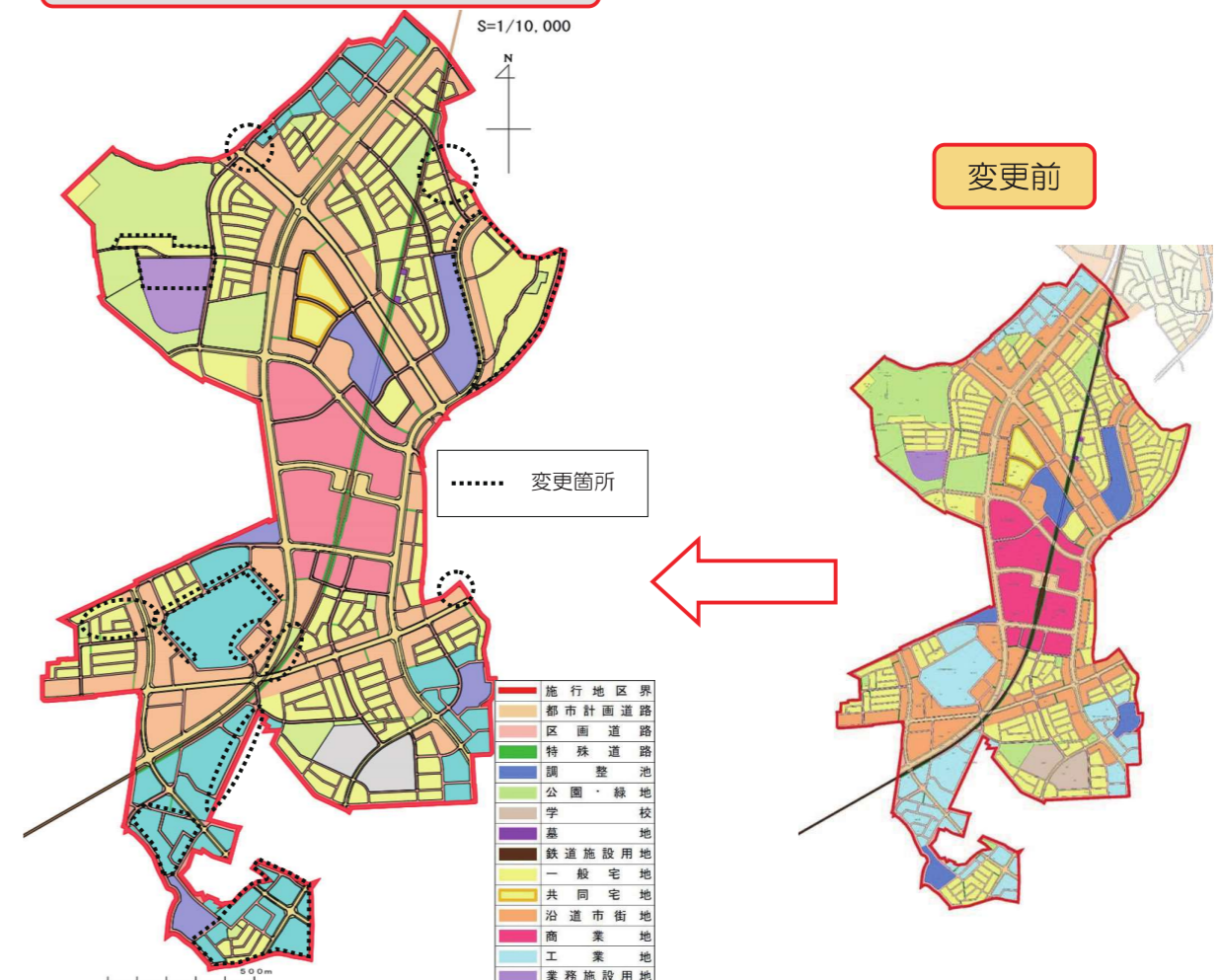
第7回事業計画変更について

柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画につきましては、令和3年12月2日付国土交通大臣の認可、令和3年12月24日に千葉県報告示がなされ、変更されました。これにより、土地利用計画につきまして、地権者皆様の土地の位置や利用状況に合わせた土地利用に合わせて、延伸期間や工事量等の削減を行うため、大型街区化や街区形状の変更を行いました。

また、事業進捗に伴い、残事業の精査を実施し、令和10年度まで事業期間を6年間延伸することとし、昨今の労務単価や建設コストの上昇等の要因により、約128億円の事業費増額を行います。

尚、増加した事業費については国からの補助金等により対応しており、地権者の皆様の負担が増えることはありません。今回の変更で、換地が変更となる地権者の皆様には、今後、個別にご提示させていただき、換地設計を行いたいと考えております。

第7回変更後 土地利用計画図



換地課からのお願い

1. 各種届出のお願い

本土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転がある際は、所有権移転登記を行ったあと、当事務所に届出してください。

保留地所有者様におかれましては、転居等による住所変更や氏名変更についても、届出が必要となります。

届出用紙は、当事務所または下記ホームページにて取得可能です。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間（換地処分公告の日までの間）事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、土地区画整理法第76条の規定による許可が必要となります。事前に当事務所にご連絡いただき、計画内容について事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更（切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等）
- ③移転が容易でない物件（重量が5t超）の設置またはたい積

尚、事前相談の後、必要事項をご記入のうえ、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。申請書は下記ホームページにて取得可能です。

お問い合わせ先

《 千葉県 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211（移転補償等）

換地課 04-7134-1247（換地、建築行為等に係る76条申請、区画整理だより等）

工務課 04-7134-1294（宅地造成、道路整備、調整池工事等）

F A X 04-7134-1299

ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kashiwa-k/index.html>（各種手続きについて）

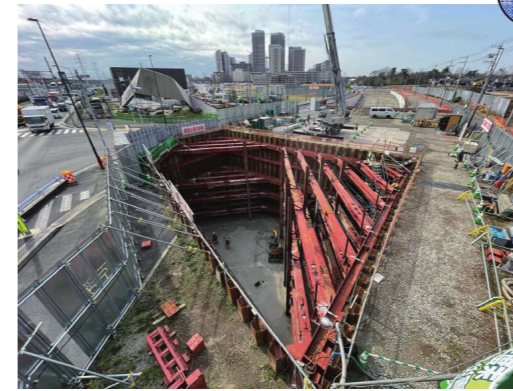
区画整理だよりの送付先住所等に変更がありましたら換地課までご連絡下さい

主な整備状況について写真で紹介します！



現在の事業の進捗について、最新の航空写真と主な整備箇所を紹介します

平成14年事業当初



事業区内で最大規模の工事となる、国道16号と都市軸道路との立体交差部（アンダーパス）の現場写真（写真左）と、完成した擁壁（アンダーパス入口部分：写真右）です。

B



県道【我孫子関宿線】と国道16号を結ぶ都市軸道路の開通へ向け、着々と工事が進められています。

C



限られたスペースでの水路新設工事となり、周辺住民への影響を最小限に抑えるため、特殊工法であるオープンシールド工法が採用されました。

D



令和4年4月以降、赤坂台の10m区画道路が開通予定です。

E



令和3年10月、若柴の4号調整池の整備が完了しました。